

よなごの国保

国民健康保険料の料率等についてお知らせします

令和4年度の国民健康保険の保険料率は、令和3年度と同じで下記のとおりです。

ただし、賦課限度額の基礎賦課額(医療分)が2万円、後期高齢者支援金が1万円、引き上げとなりました。

国民健康保険料の決定通知書・納入通知書は7月中旬にお送りします

	基礎賦課額(医療分) 【全員が対象】	後期高齢者支援金等 賦課額 【全員が対象】	介護納付金賦課額 【40歳～64歳の方】
所得割額 【前年中の総所得金額等から 43万円控除した額の】	7.95%	2.55%	2.44%
均等割額 【被保険者1人につき】	26,000円	8,800円	10,500円
平等割額 【1世帯につき】	25,500円	8,300円	5,600円
賦課限度額	65万円	20万円	17万円

○<基礎賦課額><後期高齢者支援金等賦課額><介護納付金賦課額>の合計金額が1年間の国民健康保険料となります。年度の中途に加入または脱退の場合は、月割となります。

○総所得金額等とは、公的年金などの雑所得、事業所得、給与所得、譲渡所得などの合計額をいいます。

※非課税所得である遺族年金、障害年金は除きます。

※譲渡所得は特別控除後の金額を用います。

国民健康保険料は安心・便利な口座振替をおすすめしています!

米子市保険課 TEL(0859)23-5121(高額療養費等)23-5122(保険証、後期高齢者医療等)
23-5407(人間ドック等)
米子市収納推進課 23-5124(納付相談等) 23-5161(口座振替等)

令和4年5月1日

国民健康保険料の軽減について

世帯(世帯主、被保険者、特定同一世帯所属者)の人数と所得状況に応じて、世帯の総所得金額等がそれぞれの区分以下の場合に、均等割額と平等割額について各割合が軽減されます。

軽減割合	世帯の総所得金額等の区分
7割軽減	43万円+[10万円×(給与所得者等の数-1)]以下の世帯
5割軽減	43万円+[10万円×(給与所得者等の数-1)]+[28万5千円×被保険者等の数]以下の世帯
2割軽減	43万円+[10万円×(給与所得者等の数-1)]+[52万円×被保険者等の数]以下の世帯

※「被保険者等の数」………被保険者と特定同一世帯所属者の数の合計数

※「給与所得者等の数」………一定の給与所得者と公的年金所得者の数の合計数

※「特定同一世帯所属者数」…国保から後期高齢者医療制度の被保険者になった方で、以後世帯主が変わることなく継続してその世帯にいる者の数

※65歳以上の方で、公的年金所得があるかたの場合は、15万円を控除したものが軽減判定所得になります。

※軽減判定の計算では保険料の計算とは違い、専従者控除はおこなわれず、専従者給与は事業所得に繰り戻されます。専従者の給与はないものとして取り扱われます。また、譲渡所得の特別控除は適用されません。

○未就学児がある世帯に対しての被保険者均等割額の軽減措置

未就学児に係る被保険者均等割額を、所得制限を設けることなく全世界帯一律に5割減額するもので、例えば、保険料の7割の減額を受けている世帯に属する未就学児の場合、減額後の3割分の10分の5に当たる1.5割をさらに減額することから、最終的には8.5割の減額となります。

○旧被扶養者の減免措置について

被用者保険(健康保険組合や共済組合など)の加入者が後期高齢者医療制度に移行することによって、被扶養者となっていた方が国民健康保険に加入する場合に減免措置があります。

詳しくは保険課までお尋ねください。

国民健康保険への加入・脱退届出を忘れずに

就職や退職などで健康保険への加入や脱退があった方は、届出が必要です。国民健康保険への加入や脱退の手続きは職場などではできません。速やかにご自身で、保険課(本庁舎1階)または淀江支所地域生活課の窓口で手続きをしてください。

	加入するとき	脱退するとき
対象	<ul style="list-style-type: none"> 退職して職場の健康保険を脱退したとき 健康保険の被扶養者から外れたときなど 	<ul style="list-style-type: none"> 就職して職場の健康保険に加入したとき 健康保険の被扶養者になったときなど
必要なもの	<ul style="list-style-type: none"> 健康保険の資格喪失証明書 本人確認書類(運転免許証等) 個人番号カードまたは通知カード 	<ul style="list-style-type: none"> 職場で交付された健康保険証 国民健康保険証 本人確認書類(運転免許証など) 個人番号カードまたは通知カード

※国民健康保険加入の届出が遅れた場合には、資格を得た月までさかのぼって国民健康保険料が賦課されます。また、職場の健康保険に加入していても国民健康保険からの脱退手続きをされない限り、国民健康保険料は、賦課されます。

後期高齢者医療保険料の料率等についてお知らせします

後期高齢者医療の保険料率は2年ごとに見直しをしており、被保険者数の増加や、医療の高度化などに伴う医療給付の支出が伸びると予測されることから、令和4・5年度の保険料について、所得割額および均等割額を見直し、賦課限度額2万円の引き上げを行うこととなりました。

後期高齢者医療保険料の決定通知書・納入通知書は7月中旬にお送りします

所得割額

(前年中の総所得金額等－基礎控除額43万円)×9.10%

+

均等割額

1人当たりの額
47,436円

=

年間の保険料

100円未満は切り捨てます。
(賦課限度額66万円)

- 年度の中途に加入または脱退の場合は、月割となります。
- 総所得金額等とは、公的年金などの雑所得、事業所得、給与所得、譲渡所得などの合計額をいいます。
※非課税所得である遺族年金、障害年金は除きます。
※譲渡所得は特別控除後の金額を用います。

後期高齢者医療保険料の軽減について

世帯の所得に応じて均等割額が軽減されます。

①均等割額の軽減

世帯の所得状況に応じて下記のとおり均等割額は軽減されます。

令和4年度の軽減割合	世帯の総所得(収入)金額等(世帯主と被保険者により判定)	軽減後の均等割額
7割軽減	43万円+[10万円×(給与所得者等の数－1)]以下の世帯	14,230円
5割軽減	43万円+[10万円×(給与所得者等の数－1)] +[28万5千円×世帯の被保険者数]以下の世帯	23,718円
2割軽減	43万円+[10万円×(給与所得者等の数－1)] +[52万円×世帯の被保険者数]以下の世帯	37,948円

※65歳以上の方で、公的年金所得がある場合は、15万円を控除した額が軽減判定所得になります。

※軽減判定の計算では保険料の計算とは違い、専従者控除はおこなわれず、専従者給与は事業所得に繰り戻されます。専従者の給与はないものとして取り扱われます。また、譲渡所得の特別控除は適用されません。

②被扶養者であった方の軽減措置について

後期高齢者医療制度に加入する前日に被用者保険(健康保険組合や共済組合など)の被扶養者となっていた方は、資格取得日の属する月以後2年を経過する月までの間に限り、均等割額が5割軽減されます。なお、所得割額はかかりません。

後期高齢者医療の負担割合についてお知らせ

令和4年10月1日から、一定の所得のある方(75歳以上の方等)は、現役並み所得者(窓口負担割合3割)を除き、医療費の窓口負担割合が2割になります。

○窓口負担の所得基準については、課税所得の基準に加え、一定以上の収入の場合に2割負担とすることとしています。

①世帯内の後期高齢者のうち、課税所得が最大の方の課税所得を確認します。28万円未満の場合、1割負担となります。

②課税所得が145万円未満の方については、「年金収入+その他の合計所得金額」を確認します。世帯に後期高齢者が1人である世帯(単身世帯)の場合、「年金収入+その他の合計所得金額」が200万円以上であれば2割負担となります。

③世帯に後期高齢者が2人以上いる世帯(複数世帯)の場合、「年金収入+その他の合計所得金額」の合計が320万円以上であれば2割負担となります。

○窓口負担が2割となった方へは、配慮措置があります。(令和7年9月30日まで)

2割負担となる方について、1か月の外来医療の窓口負担割合の引き上げに伴う負担増加額を3,000円までに抑えます(入院の医療費は対象外)。

健康推進室からのお知らせ

健康推進室では米子市国保被保険者の方の健康づくりに役立てていただくとうと2つの講演会を実施しています。(コロナウイルス感染症の感染拡大を未然に防ぐため中止となる場合があります。その際はホームページでお知らせします。)

【健康がい〜な講演会】

特定健診・人間ドックの実施にあたり、ご自身の健康を考えていただく機会として開催いたします。

開催日・場所 令和4年8月5日(金) 米子市保健センター(ふれあいの里3階)

講師 鳥取大学医学部 地域医療学講座 李 瑛(り よん)先生

テーマ 「マスクとワクチンだけで大丈夫？」

100歳時代に知っておきたい健康の知恵」

【そらまめ腎臓くん講演会】

特定健康診査あるいは米子市国保人間ドックの結果から、腎臓のはたらきの低下が予測される方に、これからの健康習慣の秘訣を学んでいただく講演会を毎年3月に開催しています。

(参加者にはお薬手帳に貼っていただける参加者シールをお渡しします。)